

## ひろしま型地域貢献企業認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域貢献活動に積極的な企業等を「ひろしま型地域貢献企業」として認定することにより、企業等の地域貢献活動を促進し、多様な主体の連携による持続可能な地域コミュニティの実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 企業のほか、個人事業主、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、又は別表第3の「協同組合等」に該当するものをいう。
- (2) 各種地域団体 町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会、公衆衛生推進協議会、子ども会、地域活動連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会、体育協会、PTA、母子寡婦福祉会、女性会、老人クラブなど、一定の地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体をいう。
- (3) 地域貢献活動 各種地域団体の運営援助又は各種地域団体が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動、子育て支援活動、高齢者・障害者支援活動など、地域課題を解決する活動への従事等をいう。
- (4) 地域貢献活動休暇 従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇をいう。ただし、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇は除く。

### (対象企業等)

第3条 本制度は、次の各号に該当する企業等を対象とする。

- (1) 広島市内（以下「市内」という。）で事業を営む企業等
  - (2) 法人の場合は市内に本店又は支店・営業所等の事業所があること。個人事業主の場合は市内に事業所等があること。
  - (3) 市内で継続して1年以上の事業の実績があること。
  - (4) 市税を滞納していないこと。
  - (5) その他市長が適当であると認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象とならないものとする。
- (1) 各種法令に違反している又はそのおそれのある企業等
  - (2) 公序良俗に反する活動を行う又はそのおそれのある企業等
  - (3) 政治活動、宗教活動を行うことを目的とした企業等
  - (4) 暴力団員等（広島市暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等）と関係を有している企業等
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接

客業務受託営業及びこれに類する営業を行っている企業等

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の企業等
- (7) 事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受け、当該処分が解除されていない企業等
- (8) 広島市競争入札参加資格者氏名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている企業等
- (9) 広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している企業等
- (10) その他市長が適当でないと認める企業等

（認定基準）

第4条 企業等が次のいずれかに該当する場合に認定するものとし、その基準については、別表1のとおりとする。

- (1) 企業等に属する従業員等が地域貢献活動休暇を取得し、広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと。
- (2) 企業等が広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、対象とならないものとする。

- (1) 専ら営利や宣伝を目的とした活動
- (2) 専ら特定個人の利益を目的とした活動
- (3) 政治又は宗教を目的とした活動
- (4) 地域における公益性、公共性を著しく欠く活動
- (5) 参加・協力の対価（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求することを目的とした活動
- (6) その他市長が適当でないと認める活動

（申請方法）

第5条 この事業による認定を受けようとする企業等（以下「申請企業等」という。）は、ひろしま型地域貢献企業認定申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は本店等が企業等として行うものとする。ただし、本店等が企業等として申請を行わない場合には市内の支店・営業所等の事業所単位でも申請を行うことができる。
- 3 第1項の申請を本店等が企業等として行う場合は、第4条第1項第1号の従業員等は支店・営業所等の事業所に属する者を含めた従業員等をいい、また、同項第2号の地域貢献活動は支店・営業所等の事業所が行った活動を含めるものとする。
- 4 第1項の申請を支店・営業所等の事業所単位で行う場合は、第4条第1項第1号の従業員等は当該事業所に属する者に限り、また、同項第2号の地域貢献活動は当該事業所が行った活動に限るものとする。

（審査）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等により、認定基準に適合するか審査するものとする。

- 2 市長は、申請企業等及び申請企業等又は申請企業等に属する従業員等が行った地域貢献活動の関係者に対し、申請内容に関する説明又は意見を求めることができるものとする。
- 3 市長は、申請企業等及び申請企業等又は申請企業等に属する従業員等が行った地域貢献活動の関係者に対し、必要な資料等の提出を求めることができるものとする。

(認定の決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による審査の結果、認定を決定した場合には、申請企業等に対し、ひろしま型地域貢献企業認定通知書（様式第5号）により通知するとともに、ひろしま型地域貢献企業認定証（以下「認定証」という。）（様式第6号）を交付するものとする。
- 2 市長は、前条の規定による審査の結果、認定しないことを決定した場合には、申請企業等に、ひろしま型地域貢献企業不認定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(名称及び認定マーク等の使用)

- 第8条 前条第1項の規定により認定を決定した企業等（以下「認定企業等」という。）は、ひろしま型地域貢献企業認定証を掲示し、「ひろしま型地域貢献企業」の名称及び別に決定する認定マークのデザイン等（以下「認定マーク等」という。）を認定企業等の広報媒体等に使用することができる。
- 2 第5条の申請を本店等が企業等として行った場合は、その支店・営業所等の事業所を含めた企業等全体で認定マーク等を使用することができる。
  - 3 第5条の申請を支店・営業所等の事業所単位で行った場合は、当該事業所に限り認定マーク等を使用することができる。
  - 4 認定企業等は、別に定める規程に基づき認定マークを使用するものとする。

(認定の公表)

- 第9条 市長は、認定企業等の活動内容等について、市のホームページに公表するものとする。

(認定内容の変更)

- 第10条 認定企業等は、企業等名、所在地等に変更があったときは、速やかにひろしま型地域貢献企業認定変更届出書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

(認定の解除)

- 第11条 認定企業等は、第3条に規定する対象企業等でなくなったとき、又は認定の解除を希望するときは、ひろしま型地域貢献企業認定解除届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、認定を解除するものとする。
  - 3 市長は、前項の規定により認定を解除したときは、ひろしま型地域貢献企業認定解除通知書（様式第10号）により通知する。
  - 3 認定を解除された企業等は、速やかに市長に認定証を返還するとともに、認定マーク等の使用を中止しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 倒産、解散等の事由により認定企業等が存在していないことが判明したとき。
- (2) 第3条に規定する対象企業等でなくなったにもかかわらず、第11条の届出がないとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたと判明したとき。
- (4) 要綱の遵守を怠ったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、ひろしま型地域貢献企業認定取消通知書(様式第11号)により通知する。

3 認定を取り消された企業等は、速やかに市長に認定証を返還するとともに、認定マーク等の使用を中止しなければならない。

4 認定を取り消された企業等は、認定を取り消された年度においては、再度認定の申請を行うことはできない。

(認定期間)

第13条 認定の期間は、申請の日の属する年度の翌年度3月31日までとする。

2 次条に規定する更新申請をしない企業等は、認定の期間終了後、市長に認定証を返還するとともに、認定マーク等の使用を中止しなければならない。

(更新申請)

第14条 認定の更新を希望する企業等は、ひろしま型地域貢献企業認定更新申請書(様式第12号)に別表2に掲げる書類を添えて、認定期間終了の日の3か月前までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する更新手続には、第5条から第7条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「ひろしま型地域貢献企業認定通知書(様式第5号)」とあるのは「ひろしま型地域貢献企業認定更新通知書(様式第13号)」と、同条第2項中「ひろしま型地域貢献企業不認定通知書(様式第7号)」とあるのは「ひろしま型地域貢献企業認定不更新通知書(様式第14号)」と読み替えるものとする。

3 更新申請について認定を決定した場合の認定期間は、前条第1項の規定にかかわらず、更新申請の日の属する年度の翌々年度3月31日までとする。

(委任規定)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

認定基準	第4条第1項第1号	第4条第1項第2号
対象活動	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 企業等が第2条第4号に規定する地域貢献活動休暇制度を整備していること。</p> <p>(2) 従業員等が第2条第4号に規定する休暇を取得し、地域貢献活動を行った実績があること。</p>	<p>企業等が次のいずれかの地域貢献活動を行っていること。</p> <p>(1) 人的支援 各種地域団体が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動、子育て支援活動、高齢者・障害者支援活動など地域課題を解決する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした、個人事業主の活動や従業員の派遣など</p> <p>(2) 金銭的・物的支援 各種地域団体が参画する地域課題を解決する活動や、各種地域団体の運営援助を目的とした寄附・協賛(1件10,000円(相当)以上のものに限る。)</p> <p>(3) 連携協定の締結等(地域課題解決に資する、企業等と各種地域団体の協定書の締結等、その他市長が適当と認める活動)</p>
個別要件	<p>上記(2)の実績に関する基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地域貢献活動休暇を取得できる従業員数(第5条第2項の申請単位における人数をいい、パート・アルバイト等を含む。以下この表において同じ。)が100人以上の企業等については、申請の日前1年以内に4人(実人数)以上の実績があること。</p> <p>(2) 地域貢献活動休暇を取得できる従業員数が100人未満の企業等については、申請の日前1年以内に2人(実人数)以上の実績があること。</p>	<p>上記の地域貢献活動の実施回数の基準は以下のとおりとする</p> <p>(1) 従業員数が100人以上の企業等については、申請の日前1年以内に6回以上活動していること。ただし、金銭的・物的支援は2回を上限とし、同一団体への支援は1回と計上する。</p> <p>(2) 従業員数が100人未満の企業等については、申請の日前1年以内に2回以上活動していること。ただし、金銭的・物的支援は1回を上限とする。</p>

備考1 地域貢献活動だけでなくその他のボランティア活動等を行う場合にも取得できる休暇(年次有給休暇を除く。)についても、地域貢献活動を行う場合に取得できるものであれば、地域貢献活動休暇に該当するものとする。

備考2 認定の対象となった活動については、更新等の際に重複して活動実績として計上することはできない。また、連携協定の締結についても、その締結をもって1回と計上し、当該協定の趣旨が大きく変わる協定の変更等を除き、更新等の際に活動実績として計上することはできない。

備考3 企業等が複数回第4条第1項第2号に該当する地域貢献活動を行った場合においても、当該活動が一連のものである場合や、短時間かつ継続的な概ね同一の活動である場合等で複数回計上することが適当でないとして市長が判断する場合は、1回と計上する。

別表 2 (第 5 条第 1 項及び第 1 4 条第 1 項関係)

第 4 条第 1 項第 1 号	第 4 条第 1 項第 2 号
<p>(1) 誓約書兼同意書 (様式第 2 号)</p> <p>(2) 地域貢献活動休暇の制度を整備していることが分かる就業規則等の写し (就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等)</p> <p>(3) 地域貢献活動参加報告書 (様式第 3 号) (企業等において、様式第 3 号と同等の内容を記載した書類を作成している場合は、当該書類)</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 誓約書兼同意書 (様式第 2 号)</p> <p>(2) 地域貢献活動実績報告書 (様式第 4 号)</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>